

平成25年度における温室効果ガス等の排出の削減に  
配慮した契約の締結実績の概要

平成26年8月19日  
大学共同利用機関法人  
高エネルギー加速器研究機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成25年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成25年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成22年2月5日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものについて温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を締結した。

2. 環境配慮契約の締結状況

(1) 電気の供給を受ける契約

複数年契約を締結しており、平成25年度においては環境配慮契約に該当する契約はなかった。

(2) 自動車の購入及び賃貸借に係る契約

平成25年度においては、環境配慮契約に該当する契約はなかった。

(3) 船舶の調達に係る契約

実績なし。

(4) 省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約

平成25年度においては、環境配慮契約に該当する契約はなかった。

(5) 建築物の設計に係る契約

平成25年度においては、建築物の新築に係る設計業務4件について、環境配慮型プロポーザル方式を採用して契約した。

(6) 産業廃棄物処理に係る契約

平成25年度においては、「RI廃棄物集荷」についての契約を締結した。契約にあたっては、随意契約としたことから、裾切り方式による入札を行っていない。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 当機構における環境配慮契約の推進は、「グリーン調達推進体制」をもって推進し、かつ、機構内に設置された「環境・地球温暖化対策推進会議」を活用することとしている。
- 環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進するよう、関係部署に対して周知を図った。